入札説明書

令和4年度 舗装長寿命化修繕計画策定業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係 法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和4年6月9日(木)

2 入札に付する事項

(1) 業務名

令和4年度 舗装長寿命化修繕計画策定業務委託

(2)業務内容

設計書、数量計算書及び仕様書のとおり

(3)業務場所

設計書のとおり

(4) 契約方法

総価契約

(5) 履行期間

設計書及び仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札の日までの間において、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第 170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3)入札の日において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 群馬県財務規則第170条の2第3項の規定により作成された令和4年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生 手続開始又は再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、 入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
 - 1) 資本関係
 - ア) 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社(会社 法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社 又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。) 又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である 会社を除く。以下同じ。)
 - イ) 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。
 - 2) 人的関係
 - ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねていること。
 - イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第1項又は民事再生法第 64 条第2項 の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

ア)ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (7) 入札参加資格者名簿において、本社の所在地が群馬県内であること。
- (8) 入札参加資格者名簿において、認定された部門が「道路」であること。
- (9) 予定する管理技術者及び照査技術者の資格に関する要件は、次に掲げるとおりとする。

1) 予定管理技術者

技術士(建設部門:「道路」)、またはRCCM(「道路」部門)のうちいずれかの保有者とする。

2) 予定照查技術者

技術士(建設部門:「道路」)、またはRCCM(「道路」部門)のうちいずれかの保有者とする。

なお、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼任することは認めない。

4 入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

(1)申請書及び資料は、令和4年6月16日(木)までに、技術支援課に直接持参するものとし、 郵送による提出は認めない。

なお、上記による提出が不可能な者は、技術支援課と協議するものとする。

- (2) 申請書及び資料を提出した者には、入札参加申請書受理票を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。
- (3)提出書類
 - 1)入札参加申請書
 - 2) 課税(免税) 事業者届出書
 - 3) 予定配置技術者一覧表
 - 4) 予定管理技術者の資格を証明する資料
 - 5) 予定照査技術者の資格を証明する資料
- (4) 申請書及び資料は、提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。
- (6) 申請書及び資料は返却しない。

5 入札説明書等に関する質問受付期間等

(1)受付期間

令和4年6月9日(木)から令和4年6月21日(火)まで 土曜日、日曜日を除く、午前9時から12時及び午後1時から5時まで

(2) 受付場所

〒371-0854 前橋市大渡町一丁目10番地の7

公益財団法人群馬県建設技術センター 技術支援課 担当:大谷・後藤・石田

電 話:027-210-8141 FAX:027-251-7484

Mail: shien@gunma-ctc.jp

(3) 電話連絡

持参以外で提出した場合は、必ず期間内に担当へ連絡すること。

(4) 質問の回答期間

質問への回答は、令和4年6月22日(水)までに回答する。

回答は、令和4年6月22日(水)から令和4年6月28日(火)まで、技術支援課またはホームページで閲覧できる。 アドレス: https://gunma-ctc.jp/

6 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 申請書受付締切日時

令和4年6月16日(木) 午後5時まで

(2) 入札及び開札日時

令和4年6月29日(水) 午前9時30分 入札即時開札

(3)入札及び開札場所

群馬県公社総合ビル 1F西研修室

前橋市大渡町一丁目10番地の7

7 入札方法等

- (1)入札の方法
 - 入札者の直接持参による。
- (2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則の 規定を守ること。
- (3)入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札書記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

(5) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。 なお、2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

8 入札保証金

(1) 免除(群馬県財務規則第173条第1項第2号該当)

9 契約保証金

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、有価証券の提供、金融機関又は保証事業会社の保証に代えることができる。

契約保証金については、次のなかから受注者が選択するものとする。

- 1) 契約保証金の納付
- 2) 金銭保証人(金融機関又は保証事業会社の保証)
- 3)履行保証保険
- 4) 公共工事履行保証証券による保証(付保割合10%以上)
- 5) 利付国債もしくは地方債

10 開札

開札は、上記6に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。また、入 札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

11 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - 1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - 2) 申請書等に虚偽の記載を行ったものの入札
 - 3)入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
 - 4) 入札に際し、不正の行為があったとき
 - 5) その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

12 落札候補者の決定方法

- (1) 群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) この入札には最低制限価格を設ける。最低制限価格を下回る入札した者は失格とする。
- (4) 落札候補者がこの業務を実施する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者を落札候補者とする。

13 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定する。
- (2)審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。
- (3) 落札者を決定したときは、ホームページに掲載する。

14 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1)入札参加資格がないと認められた者は、群馬県建設技術センターに対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期間 審査を行った日の翌日から起算して5営業日以内 午前9時から12時及び午後1時から5時まで
 - 2) 提出場所 技術支援課
- (2) 説明を求められたときは、申立て受付最終日の翌日から起算して5営業日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

15 契約書の作成

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

16 その他

- (1)入札参加者は、この入札説明書の内容を熟知した上で入札しなければならない。また、入札後、 当該内容についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を受けることがある。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (5) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。